

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携：直接の取引先に限らず、必要に応じてサプライチェーンの深い層の取引先とも対話し、業務の標準化・引継ぎ手順・品質ルール等の共有を通じて、サプライチェーン全体での付加価値向上と取引の適正化に取り組みます。
- b. IT 実装支援：デジタルツールを活用したデータ連携により、二重入力や手作業を減らし、取引先の業務負担軽減と品質向上を一緒に進めます。あわせて、権限管理・更新・認証等の基本的なサイバーセキュリティ対策の考え方を共有します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

物価上昇、労務費上昇、物流 2024 年問題等に伴うコスト変動を踏まえ、根拠を共有したうえで誠実に協議し、適正な価格決定に取り組みます。

2026年1月23日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社豊浦環境管理センター

企 業 名

代表取締役 山田 幹二

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。